

9 在職老齢年金制度等

重要度

A

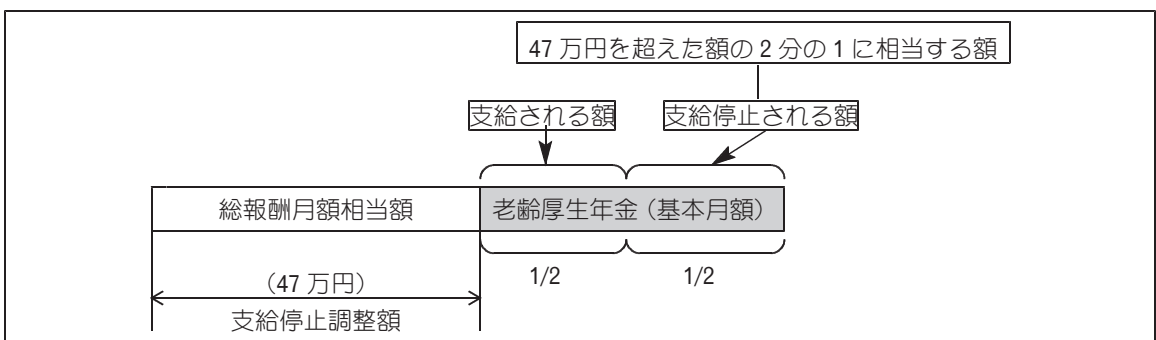
<法改正チェック>

1. 在職老齢年金の適用に関し、これまで月末に退職した者については退職月の翌月分まで在職支給停止とされていたが、月末に退職した者が、翌月の1日に再び被保険者の資格を取得しなかったときは、退職月の翌月分の年金について在職支給停止をしないこととされた。
2. 国会議員又は地方議会議員に係る老齢厚生年金についても、在職による老齢厚生年金の支給停止を行うこととされた。
3. 70歳以上の使用される者に係る老齢厚生年金の支給停止の規定は、昭和12年4月1日以前生まれの者にも適用されることとなった。

1 60歳台後半の在職老齢年金制度

1. 支給停止の仕組み

老齢厚生年金の受給権者が被保険者である日が属する月において、「総報酬月額相当額」と「基本月額」との合計額が支給停止調整額（平成28年度の額：47万円）を超えるときは、基本月額のうち、その超える額の2分の1に相当する部分の支給を停止する。



※1：総報酬月額相当額は、次により算定する。

$$\text{総報酬月額相当額} = \text{その月の標準報酬月額} + \frac{\text{その月以前の1年間の標準賞与額の総額}}{12}$$

年 度	平成 27 年度												平成 28 年度											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
標準報酬月額 (万円)			24									20											22	
標準賞与額 (万円)			38								46					26							34	
総報酬月額相当額 (万円)													27	27	26	26	26	28	28	28	27	27	27	

(a) : 4月以前1年間
 (b) : 5月以前1年間
 (c) : 6月以前1年間

(a)の総報酬月額相当額 : 20万円 + {(38万円 + 46万円)} / 12 = 27万円

(b)の総報酬月額相当額 : 20万円 + {(38万円 + 46万円)} / 12 = 27万円

(c)の総報酬月額相当額 : 20万円 + {(46万円 + 26万円)} / 12 = 26万円

※ 2 : 基本月額は、次のとおり計算する。

$$\text{基本月額} = \text{老齢厚生年金の額 (加給年金額及び繰下げ加算額を除く *)} \div 12$$

* 当分の間、基本月額を計算する場合、加給年金額及び繰下げ加算額のほか、経過的加算額も除いて計算される。

POINT

- 1 総報酬月額相当額が改定されたときは、その月から、支給停止額も変更される。
60歳台前半の在職老齢年金の場合も同じ。
- 2 老齢基礎年金、経過的加算額、繰下げ加算額は、60歳台後半の在職老齢年金の支給停止の対象とならない。

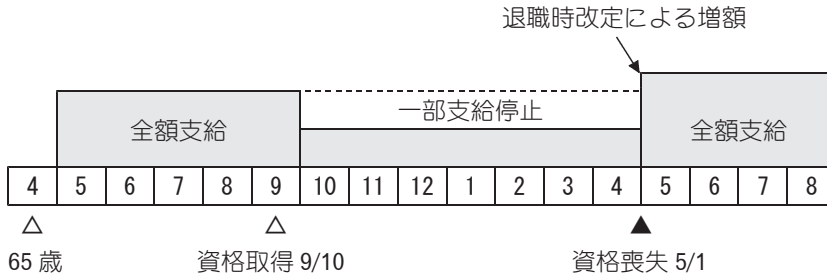
2. 支給停止の対象期間

60歳台後半の在職老齢年金制度は、老齢厚生年金の受給権者が被保険者である日が属する月について適用される。

※ : 支給停止の対象となる月は、「前月以前の月に属する日から引き続き当該被保険者の資格を有する者」に係る月となる。例えば、被保険者の資格を喪失している者が平成28年4月に65歳に達し、老齢厚生年金の受給権を取得し、平成28年9月に被保険者の資格を取得した場合、当該9月は「被保険者である日が属する月」であるが、「前月以前の月に属する日から引き続き被保険者の資格を有する者」に係る月に該当しないため、当該9月は、在職老齢年金の仕組みによる支給停止は行われない。同年10月以後は、「前月以前の月に属する日から引き続き被保険者の資格を有する者」に係る月に該当するため、当該10月以後の各月においては、在職老齢年金の仕組みによる支給停止が行われることになる。

年金特訓ゼミ

なお、月の末日に退職した場合には翌月は被保険者の資格を有しないこととなるため、翌月の1日に再び被保険者の資格を取得した場合を除き、末日退職をした月の翌月から、在職老齢年金による支給停止が解除される。



POINT

月末退職のときは、退職の日の属する月の翌月から、在職支給停止の解除と退職時改定による年金額の改定が同時に行われることとなる。

3. 加給年金額の取扱い

老齢厚生年金の額に加給年金額が加算されているときは、加給年金額を除いた部分について、支給停止基準額を計算し、支給停止基準額が老齢厚生年金の額以上となった場合に、加給年金額を含め老齢厚生年金の全部が支給停止される。

なお、本体の老齢厚生年金の額が一部支給停止の場合は、加給年金額は全額支給される。

※：支給停止基準額＝{(総報酬月額相当額＋基本月額－支給停止調整額)×1/2}×12

POINT

支給停止基準額が老齢厚生年金の額以上であるときは、老齢厚生年金本体及び加給年金額の全部が支給停止されるのに対して、経過的加算額及び繰下げ加算額については、支給停止の対象とならず支給される。

	基本月額の計算基礎	在老(全額停止)	在老(一部停止)
加給年金額	算入しない	停止	支給
繰下げ加算額	算入しない	支給	支給
経過的加算額	算入しない	支給	支給
老齢基礎年金	算入しない	支給	支給

4. 支給停止調整額の改定

支給停止調整額は、法 46 条 3 項において 48 万円と規定されているが、当該額は、スライド改定の対象となる。

具体的には、48 万円に、平成 17 年度以降の各年度の物価変動率に実質賃金変動率（3 年平均）を乗じて得た率〔名目賃金変動率〕を乗じることによって改定する。

当該改定の規定により、平成 28 年度の支給停止調整額は、「47 万円」とされている。

※：支給停止調整額の端数処理は、5,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、5,000 円以上 10,000 円未満の端数が生じたときは、これを 10,000 円に切り上げることにより行うものとされている。

2 70 歳以上の使用される者に係る老齢厚生年金の給付調整

70 歳以上の使用される者についても、60 歳台後半の在職老齢年金と同様の仕組みで老齢厚生年金の支給停止が行われる。

※ 1：給付調整の対象となるのは、適用事業所に使用される 70 歳以上の者であって、かつ、法 12 条に定める厚生年金保険の適用除外者に該当するものでないこととされている。なお、短時間就労者については、勤務日数及び勤務時間がそれぞれ一般の従業員のおおむね 4 分の 3 以上である者が、支給停止の対象となる。

※ 2：70 歳以上の使用される者の総報酬月額相当額は、「その者の標準報酬月額に相当する額とその月以前の 1 年間の標準賞与額及び標準賞与額に相当する額の総額を 12 で除して得た額とを合算して得た額」である。

POINT

- 1 70 歳以上の使用される者は、厚生年金保険の被保険者ではないため、保険料は徴収されない。このため、その者が退職したことによる退職時改定は行われない。
- 2 平成 27 年 10 月 1 日以降、昭和 12 年 4 月 1 日生まれの者についても、70 歳以上の使用される者に係る老齢厚生年金の支給停止の規定を適用することとされた。